

峰山中学校生活のきまり(9月改定)

令和7年度～8年度移行規定

京丹後市立峰山中学校

I 服装について

(1) 指定の服装について

- ア 本校の制服として、校章入りの学生服・ブレザー・スラックス・スカートを指定。
- イ カッターシャツについては、白のカッターシャツを着用する。またカッターシャツの下は、学校指定のTシャツか白色か黒色の無地(もしくはワンポイント)のインナーシャツ(半袖・長袖)を着用する。
- ウ 靴下は、白色か黒色の靴下を着用する。(足首まわりのワンポイントは可)
- エ ベルトは黒色のベルトを装着する。(金属等の派手な装飾品のついていないもの)
- オ 制服の内側には、年間を通してカーディガンやセーター、タイツ、スパッツを着用してもよい。ただし、カーディガンやセーターを着る際には、制服の上着を着用すること。また、色は黒色、紺色、茶色、灰色の無地とする。
- カ 制服には名札を着用する。
- キ その他、中学校体育連盟の申し合わせ事項に準ずる。

(2) 通学時の服装について

- ア 通学時は原則として制服を着用する。
- イ 授業日の通学時は制服を着用する。ただし、土日や長期休業中は部活動時の服装での通学を可とする。(1時間目に保健体育の授業等の活動時は体操服での登校をしてもよい。また、保健体育の授業等の活動時や部活動後の下校についても活動時の服装で通学しても構わないものとする。)
- ウ 保健体育の授業及び体育的な活動以外は原則制服で生活をする。
- エ 登下校時、ウィンドブレーカー・ジャンパー等の防寒着を可とする。

(3) 衣替えについて

年間を通じて衣替えは設定しない。ただし、年間7回(1学期始業式、入学式、2学期終業式、3学期始業式、卒業式、3学期修了式、離任式)については、制服の上着を着用する。

(4) 靴について

- ア 学校管理上、3足制(通学用・上履き・体育館用)とする。
- イ 通学用の靴は、運動しやすく派手でないものが望ましい。(雨天時や積雪時は、雨用シューズや長靴を可とする。)また、保健体育の授業時は走る時にふさわしい運動靴とする。
- ウ 上履きは、学年ごとにライン等の色を指定する。(令和7年度、1年生は緑色 2年生は青色 3年生は黄色)
- エ 体育館用の靴は、指定の体育館シューズとする。

(5) 保健体育の服装の指定について

学校指定のトレーニングウェア(校章・ネーム入り)、トレーニング T シャツ(白、半袖、校名入り)、トレーニングパンツ(ネーム入り)、ハーフパンツ(ネーム入り)を着用する。

2 自転車通学・バス通学・自家用車通学について

- (1) すべての区域に自転車通学の許可をしている。
- (2) 自転車通学者は、許可を受け、規定を守る。
- (3) バス通学を許可している区域は、鱒留・五箇・二箇地区。
- (4) バス通学者は、シートベルトを必ず着用し、車内でのマナーを守る。
- (5) 自家用車で通学の場合、車の入口は2ヶ所(SBバス校門、自転車小屋校門)、出口は職員玄関前の門からとし、車の進行を一方通行とする。また乗り降りは体育館横で行う。生徒昇降口前や学校周辺道路での乗り降りを禁止とする。

3 持ち物について

- (1) 不要物・貴重品・現金・危険物はもってこないこと。
 - ア やむを得ず現金等を持ってきた場合や誤って不要物を持ってきた場合は、朝のSHRで担任に預けること。
 - イ 刃物は持ってこない。(ハサミ。カッターナイフ等) 必要な場合は、学校で準備したものを使用する。
- (2) 教科書等の持ち帰りについては、原則として学用品を教室の机の中に置くことを可とし、家庭学習や宿題に必要な教材等の持ち帰りについては、教科担当からの指導を参考に生徒一人ひとりで自己判断する。
- (3) 水分はもってきてもよい。ただし次の項目を守ること。
 - ア 日常生活はお茶か水でスポーツドリンクは不可。ただし、土日の練習試合や各種大会等の対外的な試合の際、長期休業中の部活動については、スポーツドリンクを持ってきてもよい。
 - イ 水筒かペットボトルに入れてくる。ペットボトルの場合は中体連申し合わせ事項に準じてタオルに巻くか、ケースに入れること。
 - ウ 他人からもらって飲まないこと
 - エ 空のペットボトルは必ず持ち帰ること。
- (4) 忘れ物をした時には、公衆電話を使用すること。テレホンカードの持参を認めるが、友達との貸し借りは絶対にしない。職員室でお金を借りた場合は、後日必ず返すこと。

4 その他

- (1) 安全管理の観点から、学校の活動中(登校から下校時まで)は許可なく校外に出ない。
- (2) 遅刻や早退の場合は、職員玄関から入り、職員室で教員に学年、学級、氏名を伝えた後に移動する。
- (3) 下校後、用事があって学校に来る場合は、制服か体操服で登校する。
- (4) 給食については、以下の通りとする。
 - ア 毎日、自分の箸を用意する。割りばしは使用しない。
 - イ 給食当番は、一週間使った白衣等を洗濯し、翌週初めに持ってくる。
- (5) 更衣は指定された場所で行い、原則更衣室には自分のものを置かない。
- (6) 下校後や休日にグラウンド等を無断で使用しない。使用する場合は事前の申請が必要。